

お宿秀在 宿泊約款

第 1 条(適用範囲)

当お宿秀在がご宿泊するお客様(以降、「宿泊者」という)との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この宿泊約款の定めるところによるものとします。

2. 当お宿秀在が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第 2 条(宿泊契約の申込み)

お宿秀在に宿泊契約の申込みをしようとする者は、インターネットによる事前登録時に下記事項を登録していただきます。

- 一. 宿泊者名、メールアドレス
 - 二. 宿泊日および到着予定時刻
 - 三. その他、当お宿秀在が必要とする事項
2. 前項の申込みを以て、当約款にご同意いただいたものとさせていただきます。尚、ご登録いただいた情報をもとに予約の確認メールを送信させていただき、それを以て、宿泊契約の締結とさせていただきます。
 3. 宿泊者が、宿泊中に第 1 項第二号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当お宿秀在は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

宿泊契約は、当お宿秀在が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当お宿秀在が指定する方法にて指定する日までにお支払いいただきます。
ただし、予約サイトより契約された場合は、予約サイトの支払規約によるものとします。
3. 前項の規定により宿泊料金を当お宿秀在が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当お宿秀在がその旨を宿泊者に告知した場合に限ります。

4 条（宿泊契約締結の拒否）

当お宿秀在は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じられません。

- 一． 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 二． 満室のとき。
- 三． 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 四． 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 五． 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 六． 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 七． 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

- 八. 宿泊しようとする者の中に、小学生以下がいる時（中学生以上は宿泊可とし、また、生後 1 年に満たない場合、親の責任において可とする）

第 5 条（宿泊者の契約解除権）

宿泊者は、当お宿秀在に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当お宿秀在は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当お宿秀在が宿泊料金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊者が宿泊契約を解除したときを除きます）は、その解除日に応じて第 11 条キャンセルポリシーに従い、違約金を申し受けます。

第 6 条（当お宿秀在の契約解除権）

当お宿秀在は次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

- 一. 宿泊者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序（反社会的行為）若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- 二. 宿泊者が第 4 条各号に該当すると認められるとき。
- 三. 宿泊者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 四. お宿秀在の許可無く、営業行為（展示会・その他）等、宿泊以外の目的で利用したとき。
- 五. 当お宿秀在の定める利用約款に従わないとき。
- 六. 下記物品などの持ち込みが行われたとき。
 - イ) 火薬、爆薬、ガソリン、灯油、薬品、毒性ガス、揮発油等の危険物
 - ロ) 腐敗物、不潔物、その他湿気、悪臭、異臭、臭気等を発する物
 - ハ) 猫、鳥、爬虫類その他の動物ペット類全般
 - ニ) 著しく大量な物品

ホ) その他法令で所持を禁じられている物等

2. 宿泊者は前項の事由により、宿泊契約を解除された場合、いかなる理由があってもそれによって生じた損害はお宿秀在へ請求できないものとします。

3. 1項の事由により、宿泊契約を解除された場合、宿泊者には次回以降の利用を認めないことがあります。たとえ、第3条の宿泊契約の成立後もその限りではなく、その解除日に応じて第11条キャンセルポリシーに従い宿泊者に違約金を支払っていただきます。**第7条(宿泊の登録)**

宿泊者は、事前にインターネットへの登録又は、宿泊日当日、チェックイン時にお宿秀在のチェックインシステムにより次の事項を登録していただきます。

- 一. 宿泊者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日及び職業など
- 二. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
- 三. その他、当お宿秀在が必要と認める事項

第8条(お宿秀在の使用時間)

宿泊者が当お宿秀在を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第9条(利用規則の遵守)

宿泊者は、当お宿秀在においては、当お宿秀在が定めた利用約款及びハウスルールに従っていただきます。

第10条(料金の支払い)

宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、各予約サイト、または、当ウェブサイトのお宿秀在料金表に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、予約サイトよりお支払いいただきます。

第 11 条（キャンセルポリシー）

予約のキャンセルについてはご連絡をお受けした日と宿泊予定日によって次の通りの違約金を申し受けます。

不泊・当日以降 事前にお振込みいただいた額の全額

前日 事前にお振込みいただいた額のうち宿泊料合計の100%

2日前 事前にお振込みいただいた額のうち宿泊料合計の80%

3～7日前 事前にお振込みいただいた額のうち宿泊料合計の30%

事前にお振込みいただいた額と違約金との差額については、後日、ご指定いただいた口座に振り込ませていただきます。ただし、振込手数料についてはご負担願います。連泊のお客様で、一部日程キャンセルの場合もキャンセルした日程につき、上記と同様の対応となります。

2. 他社の予約システムを利用し予約した場合でその予約システムに独自のキャンセルポリシーがある場合は、前項の規定に寄らずその予約システムのキャンセルポリシーに従うものとする。

第 12 条（当お宿秀在の責任）

当お宿秀在は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を当該宿泊日の宿泊費を上限として賠償致します。ただし、それが当お宿秀在の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

第 13 条（宿泊者の手荷物または携帯品の保管）

宿泊者がチェックアウトしたのち、宿泊者の手荷物又は携帯品が当お宿秀在に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当お宿秀在は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所

有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後処分することに宿泊者は異議なく同意するものとします。また、飲食物及び使い捨ての物品と当お宿秀在が判断させて頂いた物は当日処分させて頂くことに宿泊者は異議のないものとします。

第 14 条（駐車 の 責任）

宿泊者が当お宿秀在の駐車場をご利用になる場合、当お宿秀在は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 15 条（宿泊者の責任）

宿泊者の故意又は過失により当お宿秀在が損害を被ったときは、下記各号に規定するところに従い当該宿泊者には当お宿秀在に対し、その損害を賠償していただきます。

- 一． 建物内喫煙による匂いや跡が認められた場合、特別ハウスクリーニング代や寝具、備品の買換え費用を負担して頂きます。
- 二． 敷地内での喫煙等により跡が認められた場合、補修費用を負担して頂きます。
- 三． 建物や設備、電化製品・家具・物品等を、故意、あるいは誤って壊したり汚したりした場合は復旧にかかる料金を全額負担して頂きます。
- 四． 建物や設備、電化製品・家具・物品等を、紛失、あるいは持ち去った場合は復旧にかかる料金を全額負担して頂きます。
- 五． 第 6 条 1 項の契約解除条項に該当して解除された場合は、同条 3 項、第 11 条による違約金とは別に、お宿秀在に生じた損害を賠償していただきます。
- 六． 人数超過でのご利用が判明した場合は、即時退去かつ違約金(ご利用料金の 2 倍)をお支払いいただきます。
- 七． その他、宿泊者の責に帰すべき事由により、当お宿秀在に損害が生じた場合は、その損害額をお支払いいただきます。

第 16 条（当お宿秀在の免責事項）

当お宿秀在は、天災、またはお宿利用者様の不注意で引き起こしたすべての事故、本約款に従わないために起こった事故に関し、一切の責任を負いません。

2. 当お宿秀在は、宿泊者の車両やご持参の品物の破損、盗難、事故に関しまして、一切の責任を負いません。
3. 宿泊者が近隣に迷惑行為をかけた場合、警察に通報される場合がありますが、その場合は法的にすべて宿泊者が責任を負うことになります。
4. 本約款の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。

第 17 条（個人情報取り扱い規則）

個人情報の種類

- 一. 第 7 条の登録で取得した個人情報
- 二. 屋外監視カメラの映像

2. 個人情報の取得方法

- 一. 当社は、各種個人情報を予約サイトや自社ホームページより、サイトコンテローラー※1) 及び PMS※2) 経由で個人情報を取得しています。
- 二. 当社は、事前登録及びチェックイン時のタブレット入力により個人情報を取得しています。（外国籍の方はパスポートの確認が必要です。）
- 三. 当社は、セキュリティカメラによる建屋出入り映像（平成 29 年 旅館業法改正・平成 30 年 旅館業法施行令改正による設置）を取得しています。

3. 個人情報の利用

- 一. 予約・問い合わせ・・・お申し込みフォームでのご予約・お問い合わせへのご返答などをいたします。
- 二. ご案内の送付・・・ご案内のメール配信や DM 郵送、イベント等をご案内いたします。登録情報の変更・配信停止はご連絡いただければいつでも対応いたします。
- 三. スマートロック※3) との連携・・・当社は、お客様へ無人で民泊サービスを提供するためお客様の個人情報の一部を、PMS とスマートロックにて連携させております。その他、業務運営のために必要な場合、当社は、お客様の個人情報の取扱いを、業務委託先等の第三者に委託することがあります。

- 四. その他ご連絡・・・その他お客様へのご連絡が必要と判断したとき、メール・電話・手紙にてご連絡を差し上げることがあります。
- 五. 統計情報への利用・・・お客様個人を特定できない形で、当社内でマーケティングやサービス向上のための統計データとして活用する場合があります。
- 六. 当社は、伊東市の維持発展のため、行政及び観光業界など(それらの委託先を含む)に対し、個人情報加工し個人が特定できないように集計・分析したデータを提供できるものとします。

4. 個人情報の管理

個人情報保護法および関連するその他の法令・規範を遵守し、お客様の個人情報を厳正に管理し、プライバシーの保護に努めて参ります。個人情報の処理を第三者へお願いする場合は、委託先の個人情報保護に対する安全性を審査の上、機密保持契約を締結致します。以下の場合には、お客様の個人情報を第三者に開示することがあります。

- 一. 情報開示について、お客様に同意をいただいたとき。
- 二. 警察や裁判所等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合。
- 三. その他、お客様・当社・第三者にとって重大かつ緊急の必要がある場合。
なお、宿泊者名簿については3年間。セキュリティカメラ映像についてはチェックアウト翌日から7日間保持したのち自動的に破棄いたします。

5. 本方針の変更手続

当社は、本方針を、法令変更への対応の必要性及び事業上の必要性等に応じて、随時、変更及び改正する場合があります、当該変更等について、ウェブサイト上に掲載します。お客様は、このウェブサイト上に掲載される変更等の後の最新の本方針の内容を十分にご確認ください。

注記	※1	サイトコントローラー	予約情報管理、在庫管理
	※2	PMS	宿泊管理システム(チェックイン管理)
	※3	スマートロック	宿泊管理システム連動電気錠

第 18 条 (裁判管轄)

本契約に関して生じた一切の争訟は、横浜地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2022 年 11 月 19 日

